The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	第二回高等教育質保証研究会兼・大学教育実践センター 「教育実践公開研究会」「大学評価政策の動向と質保証の取組課題」
Author(s)	前田, 早苗
Citation	大阪大学大学教育実践センター紀要. 2011, 7, p. 85-93
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/6431
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

『大阪大学大学教育実践センター紀要』第7号（2010），pp.85-93

【講演記録】

第二回高等教育質保証研究会
兼・大学教育実践センター「教育実践公開研究会」
「大学評価政策の動向と質保証の取組課題」

前田　早苗

The Trend of the University Evaluation Policy and
the Problem of the Grappling with the Quality Assurance

Sanae MAEDA

第二回高等教育質保証研究会
兼・大学教育実践センター「教育実践公開研究会」
演題「大学評価政策の動向と質保証の取組課題」
講師　前田　早苗　氏
（千葉大学普遍教育センター教授、副理事、中央教育審議会大学分科会専門委員）
日時　2010年6月25日（金）17:00～18:30
場所　豊中キャンパス
　　大学教育実践センター教育研究棟I
　　ステューデントコモンズ2階　セミナー室I

皆さま、こんにちは。前田と申します。（以下スライド併用）

今日は、まず、中教審における質保証の検討組織に従って中教審において質保証はどのように審議されているのかを簡単に確認し、次に政策の中で質保証がどのように考えられているのか、さらに具体的には質保証システム部会でどのようなことが審議されているのか、そして、最後に今後の課題について考えたいと思っております。

I　中教審における質保証の検討組織

ご存じのとおり中央教育審議会は、審議会の整理統合がありまして、それまで大学審議会だったものが大学分科会として中教審の下部組織として置かれています。高等教育に関する審議事項は、実質的には大学分科会で決まればそれがそのまま中教審の方針になるというしくみになっています。その大学分科会の下に、現在はこれだけ部会、委員会等があります。これらのほとんどが平成20年8月に閣議決定された「教育振興基本計画」（以下、基本計画）と、これを受けて出された文部科学大臣による「中長期的な大学教育の在り方に関する諮問」以降にできた組織です。

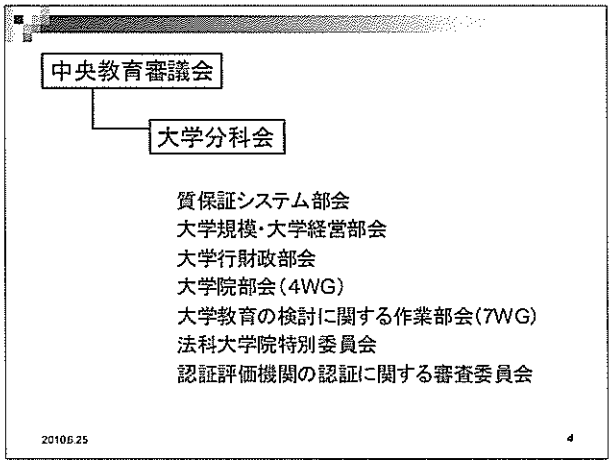

これらのうち質保証の具体的なあり方と関係が深いのが質保証システム部会と大学教育の検討に関する作業部会です。大学教育の検討に関する作業部会の七つのワーキング・グループの中では、大学グローバル化検討ワーキング・グループと、国際的な大学評価活動に関するワーキング・グループは活発に動いているようです。大学グローバル化ワーキング・グループは、デュアル・ディグリーやダブル・ディグリーを海外の大学と共同で運営する際の課題について検討しています。重要なワーキング・グループとしては、学位プログラム検討ワーキング・グループがあるのですが、これも今、活動が止まっているのではないかと思います。なぜ重要かというと、今は教育組織と教員組織がセットになって教育を行って

いくという考え方が一般的ですが、大学が唯一学位授与権を持つ機関であり、その学士・修士・博士といった学位を与える課程中心に教育を考えようというように大きく考え方が転換する可能性があるからです。

もう一つ、OECD高等教育における学習成果の評価（AHELO）に関するワーキング・グループがあります。OECDがAHELO（Assessment of Higher Education Learning Outcomes）という高等教育版のPISAともいわれる統一試験によって、学習成果の評価ができるかのフィージビリティスタディに取り組んでいます。日本もこれに参加することを決定しています。これを具体的に進めていくことを検討しているのがこのワーキング・グループです。このように、質保証に関わる会議体がいくつも設置されていて重層的に検討が行われています。

Ⅱ　政策にみる質保証

1　教育振興基本計画

先ほど申し上げました基本計画は2008年7月1日に出ました。基本計画は、教育基本法改正の際に策定することが同法に盛り込まれたものです。この基本計画を、国から教育に資金を投入する根拠になるように立案しようというのが文科省の狙いでした。

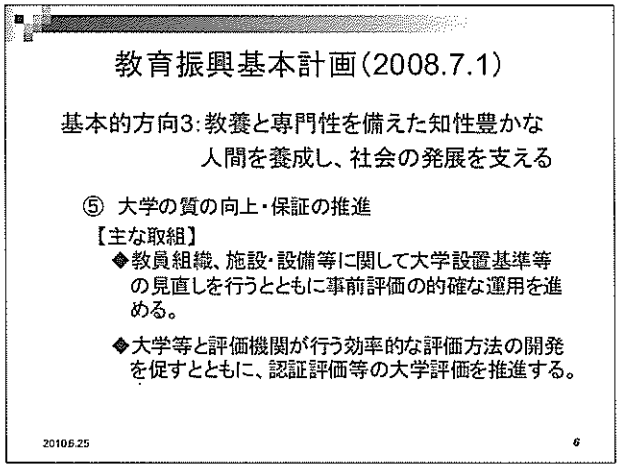

ですから、この基本計画を通すまでの間の文科省の資料はかなり綿密でした。よく言われている「日本は高等教育に関してもう飽和状態ではないか」、「大学が多すぎるのではないか」という見解は事実とは違う。先進諸国からすれば日本の進学率は決して高くはないし、高等教育に対する財政的な資源の投入割合が、日本がいかに先進国に比して少ないか、高等教育機関に入学する学生の年齢層がいかに18歳くらいの人たちに限られているか、ということが明示できる資料を懸命に作ったのです。ところが結局、財務省との攻防で、この基本計画の中にはそういった資源配分に結び付けられるような数値が入れられなかったということが、文科省では非常に危機的にとらえられています。

この基本計画は向こう10年間を見通したうちの最初の5年間についての具体的計画を示しているので、この5年間で、高等教育についてここで示したことを形にして証明していかないと次の5年が見えてこないという危機感を文部科学省は持っています。

基本計画はどなたでもこれはホームページでご覧になれますが、基本的な方向性が四つ示されています。このうち高等教育に特化しているのは「基本的方向3」です。この中も幾つかに分かれていて、中でも「⑤大学の質の向上・保証の推進」というところで、設置基準を的確に運用して事前評価を確実に実施するということと、大学評価をさらに推進しなければならないということが書かれています。

この基本計画は、内容もさることながら、今申し上げたようにその位置付けが大事だと言えるわけです。

2　「中長期的な大学の在り方について（諮問）」

基本計画が閣議決定されたすぐ後に、「中長期的な大学教育の在り方について」という諮問がありました。そこには三つのことが書かれています。

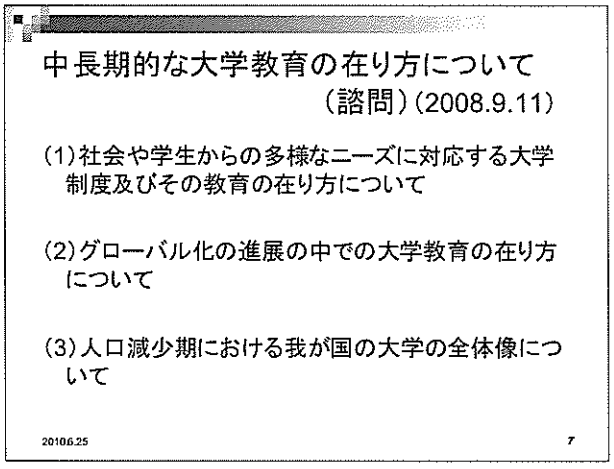

最初が「社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方について」です。これは先ほど申し上げたように「もう大学は要らない」のではなくて、学生としてもっと多様な人に大学にきてほしいし、その多様なニーズに対応するように大学も多様であるべきだということなのです。

多様化することを前提として、大学の質をどうやって担保していけばいいのかということを質保証システム部会では考えていかなければいけないということになります。

ちなみに高等教育に関する財政支出が少ないという文部科学省の主張に対して、率でみると低くても、日本のGDPが高いので、学生一人一人に行く実際の金額は低くないというのが財務省の考え方だそうです。

次が、「グローバル化の進展の中での大学教育の在り方について」です。これは、国際的に通用する大学という視点からすると、教育の質がどう担保されているかということになります。そこで、デュアル・ディグリーやダブル・ディグリーを検討しているワーキング・グループや、国際的な大学評価システムを検討しているワーキング・グループが検討をしています。

3番目が、「人口減少期における我が国の大学の全体像について」ということです。大学は多様な人たちが学べる場所にしなければいけないということから、大学そのものも機能別に分化することが必要だと書かれていて、質保証システム部会では、機能別に分化した大学に合わせて質保証はどうあるべきかという話になっていくのです。

Ⅲ　質保証システム部会での審議

1　設置基準の改正に至った事項

では、実際に質保証システム部会では何が審議されているのかについてお話したいと思います。

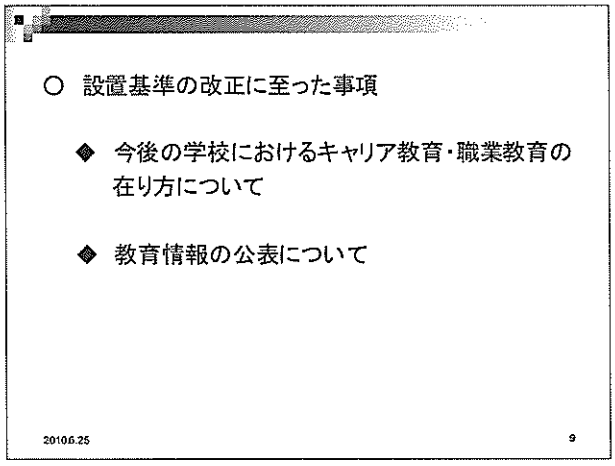

今まで審議してきた中で、設置基準の法令改正につながっていったものが二つあります。一つが、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」で、平成23年4月1日施行の大学設置基準の改正で条文が入っています。これは、単独で諮問がありました。先ほどからお話しているのとは少し違う文脈です。大学生が卒業しても就職できないという深刻な状況に対応しなければいけないという背景があるようで、審議期間は余りかけずに法令化まで進みました。

個人的な感想ですが、大学基準協会に在籍していた当時、評価を受けるのは主に私立大学だったのですが、これは専門学校かと見まがうばかりの大学が結構ありました。とにかく資格を取らせることに一生懸命で、「この大学にいたら資格が取れるから私は幸せです」というような学生がたくさん通っているという大学も少なからずあります。こうした状況で、なぜキャリア教育・職業教育が法令に乗ってくるのか少し疑問に思っています。大阪大学であろうとも、キャリア教育に力を入れていかなければいけないということになっています。ただし、具体的にどこに何を取り入れなければいけないということが規制されるのではなく、正課教育、正課外教育を問わず、いろいろなところでキャリア教育、職業教育について力を入れていきましょうということになっています。

もう一つ設置基準の改正につながったのが、「教育情報の公表について」です。これについては今までも設置基準の第2条に規定されていたのですが、具体的に書かれていないので、最低でも何を公表すべきかを具体的に学校教育法施行規則に書こうということになりました。

教育情報の公表については、質保証システム部会の委員で、反対する方はどなたもいませんでした。特にマスコミ関係の委員は、数値情報も含め、積極的に公表すべきだというご意見でした。

公表すべき事項の第一は、理念・目的やプログラムごとの目標の公表です。そして、学生数や教員数など、いわゆる基本データを公表するということなのですが、地方の小規模私立大学など、定員充足をしていない大学が在籍学生数を公表しなければいけないというのは辛いところだと思います。しかし、情報公開は質保証にとって不可欠の要素であるということで異を唱える方はどなたもいらっしゃいませんでした。同様に卒業率、退学率、休学者数なども重要ということで、こうした情報も公表すべきだということになりました。

公表に関しての議論で気になることがありました。公表について委員と文部科学省で少し温度差があったのです。委員は、できるところから公表していくことで、公表を定着させるというイメージがあったと思いますが、文部科学省は、公表の程度を測定可能な形にしたかったようです。GP等のプロジェクト型の公募に申請する条件として情報の公表の程度を入れたかったということです。

法令化は資源配分に結び付く可能性を示しているというひとつの例ではないかと思いました。

公表すべき基本的な項目のほとんどは、国立大学に

とっては問題ないものばかりですが、「授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること」、「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること」などは、授業時間数を確保するとともに、教員の理解と協力のもとに、シラバスなどを通じて学生に対して教育内容・方法を明示していかなければいけないと思います。

2　継続審議事項

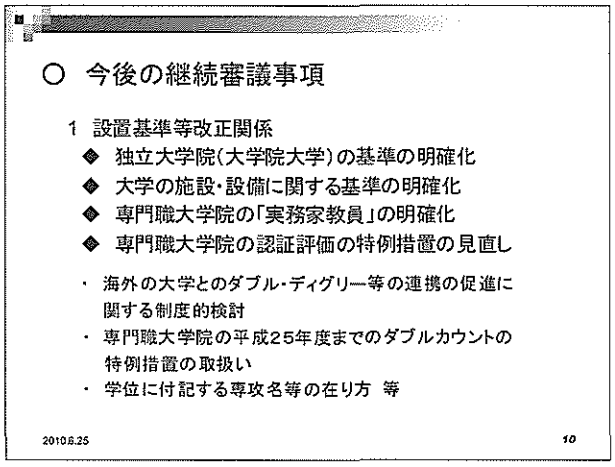

今後、継続して審議する事項として、スライドのようなものが挙がっています。

まず「設置基準等改正関係」に、「独立大学院（大学院大学）の基準の明確化」があります。これは、大学院は学部の上に置くものだという前提でこれまで設置基準等が作られていたので、たとえば、大学院固有の施設を求めていませんでした。ところが、大学院大学が設置され、その後の規制緩和で、満足な施設・設備を持たない大学院大学が申請されるという事例が出てきました。そこには、株式会社が大学を設置できるようになったことから、今まで明文化しなくても守られていたことが、規程に細かく書かれていないと通用しないという事情もあったそうです。この経験から、設置基準を明確化しようということになりました。

次に、「専門職大学院の『実務家教員』の明確化」については、今までですと、専門職大学院の認可の際に、実務家教員として必要専任教員数を満たせば、その教員は将来にわたり実務家教員として数えられていたのが、実務家の実務家たるゆえんは、今現在の情報が教育に活かせるということであり、ずいぶん前に実務家だった人をいつまでも実務家としてカウントしてはいけないという方向の検討を始めようというものです。

「専門職大学院の認証評価の特例措置の見直し」については、まず、専門職大学院の認証評価制度が法科大学院中心に考えられてきたことに問題があります。文科省としても、これほどいろいろな専門職大学院ができると予測していなかったようです。法律では専門職大学院は、その分野の認証評価機関の認証評価を受けなければいけないということになっているのですが、多様な専門職大学院の出現に認証評価機関の設置が追いつかないのです。認証評価に関わる法令には特例があって、該当する認証評価機関ができていない分野については、専門職大学院自身が選んだ評価者から外部評価を受ければ、認証評価に代えられるとされています。しかし、それでは同じ認証評価で差がありすぎるということで、特例措置を廃止することになりました。

今、文科省は一生懸命にすべての専門職大学院が認証評価を受けられるよう、認証評価機関になる組織を探しています。

この専門職大学院制度にはたくさんの問題があると思うのですけれども、そのお話をしていると長くなってしまうので、ひとつだけお話したいと思います。それは学位についてです。日本の学位制度では、医学部は6年かけて学士が授与されるのですが、法科大学院は、2年で修了できるコースでは、学部4年プラス2年の6年で法務博士という博士の学位が授与されます。同じ国の中でこれだけ修了年限が同じ6年でバチェラーもあればドクターもあるというのはいかがなものかという議論があります。法曹については、JDというアメリカと同様の名称の学位を出さなければ国際的に対等な活動ができないという事情があります。このように、専門職大学院は、学位と資格の対応を明確化して国際的な通用性を持たせようという目的があるので、国内の既存の制度との関係がうまく合わない面があるという一例です。

そのほかに、まだどういう方向に行くか分からないけれども検討しなければいけないものとして、例えば「海外の大学とのダブル・ディグリー等の連携の促進に関する制度的検討」があります。国際化という視点から、日本の大学としては海外大学との連携は促進したいということで、中教審のワーキング・グループで検討しています。質保証システム部会にその中間報告が上がってきましたが、ほとんどの委員がその方向性をよしとする中で、課題を指摘された委員がいらっしゃいました。それは、連携する相手の大学の質は誰がどのように保証するのかがクリアにならないまま進めていいのかという点でした。私もその点は同感です。

それは、日本にも言えることで、仄聞ではありますが、ある大学が海外の大学とのダブル・ディグリー・プログ

ラムを検討する際に、厳格な成績評価はどの程度できているのかということが問題になって暗礁に乗り上げたというケースがあったそうです。今、ヨーロッパでは、欧州高等教育圏（European Higher Education Area）を構築するために、教育の質について様々な機関によって検討がなされていて、国境を越えても同じヨーロッパの中であれば、国境を越えて学生が自由に行き来できて、他国でも学位が取れるというようなことを促進していこうという動きが盛んになってきているようです。日本の場合は、どうしても国内に目が向いているため、学位に見合う教育の提供に、今後きちんと対応していかないと対外的に弱いのかもしれません。

「学位に付記する専攻名等の在り方」については、よく取り上げられていることですが、例えば学士レベルでは、現在、何百という学位の名称があって、そのうちの7割程度は、その大学でしか使っていないというような状況があるようです。これも、質保証の点からどう考えていくのかが今後の課題となっています。

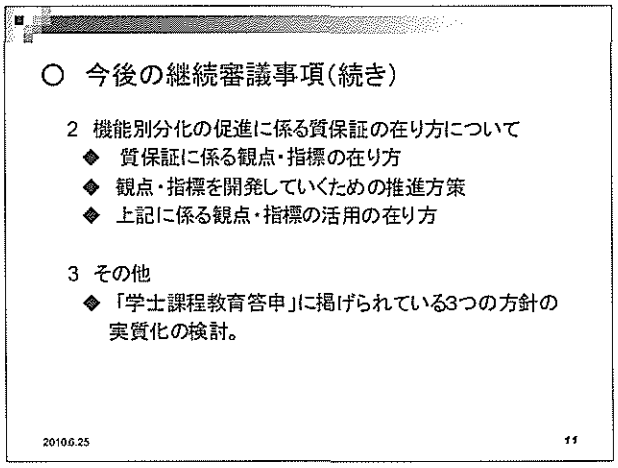

次に、「機能別分化の促進に係る質保証の在り方について」ですが、これも今後の継続審議課題になっています。機能別分化は、2005年に出された「我が国の高等教育の将来像（答申）」で提言されていまして、これが課題として残ったまま今に至っています。

質保証システム部会では、大学の機能別分化に伴い、認証評価でも機能別分化した大学に対応して別々の基準を作って評価するべきではないかという意見も文科省から出されています。評価の経験者からすると、これはとても無理なことです。機能別分化は大学が自由におやりになればよくて、それぞれの機能に基づいて目的を明示すれば、何も機能別に基準を別々に用意して認証評価をやる必要はないと思います。認証評価を機能別に行うということまでは行かなくても、評価の観点や指標は個別に設定したいということで、「観点・指標を開発していくための推進方策」「上記に係る観点・指標の活用の在り方」という記述があります。

これが一番最近の部会で出された、今後審議すべき事項ということになっています。

Ⅳ　質保証の今後の課題

1　質保証の枠組をどのように考えるのか

まず、質保証の枠組をどのように考えるのかということが重要です。どういうことかといいますと、文科省は「質保証システムの3つの要素」として、①最低基準を定める「設置基準」、②最低基準の担保のための「設置認可審査」、③設置後の「認証評価」をあげています。これは中教審の「中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告」に載っています。

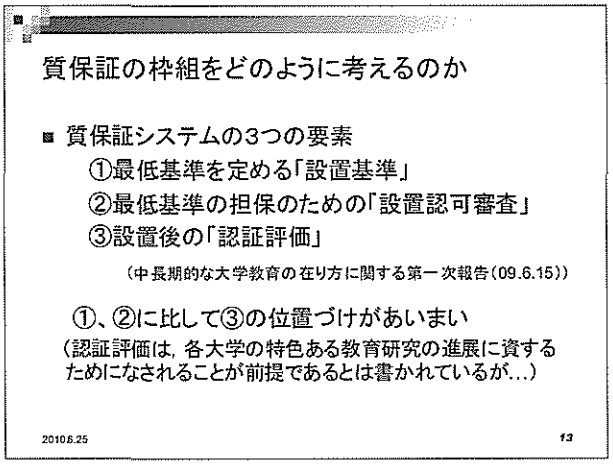

実は、認証評価システムが導入されていく段階で、折しも小泉内閣の強烈な規制改革の方針に沿って設置基準が大幅に緩和されました。そうした状況の中で事後チェックの色合いの濃い位置づけで認証評価はスタートしました。ところが、設置基準が緩和されたことで、先ほど少しご紹介した例のように、相当に問題のある大学の申請が出てきました。そればかりではなく、届出制が拡大したことで、以前なら認可が必要だった変更に、文科省が何も言えないという状況が出てきたのです。例えば新しい学部を設置する際に、新任教員の割合が少なくて、専任教員がそのまま移行して、しかも学位名称が変わらなければ届出で学部ができるといったこともあります。認可ではありませんので、その学部が数年で改組して違う学部になってしまう例もあったのです。そのような中で、先ほど申し上げたような株式会社立の大学の申請には相当問題もあったようで、特区で1年成功したら、それは特区から全国に広がるというはずでしたが、そうならないままでいます。

やはり設置基準は一定の厳格性を持っていることが大事だという声が、設置審にかかわっていた委員の中から上がったのです。それで、厳格な設置基準はやはり最低の水準を担保するために必要だということ、そして、それを設置認可審査できちんとチェックしていくということになっています。しかも、設置認可後のアフターケアとして、改善を条件に認可された大学の改善の履行状況を調査するための委員会が文科省の中にできまして、完成年度までは設置のときに付けられた条件がきちんと履行されているかどうかを書面もしくは、ひどい場合は実地に行って確認するということを今やっています。

そして、設置後の「認証評価」ですが、最初は「設置後の確認の認証評価」と記されていました。部会では「確認というのはどういうことですか」とお尋ねしました。というのは、括弧内に書いてあるように、認証評価は、「各大学の特色ある教育研究の進展に資するためになされることが前提である」という文章が第一次報告にあります。ただ、学校教育法でこの自己点検・評価と認証評価が義務として定められたときに、自己点検・評価は、「その教育研究水準の向上に資するため」に実施するという目的が書いてあるのです。ところが、認証評価についてはその目的が全く書かれていないのです。つまり、認証評価の位置付けがスタートからしてあいまいだったのです。

「設置後の確認」ではわざわざ制度化した認証評価の位置づけがあまりにも貧弱ではないかと思い、「やはり改善向上の支援という意味の文言を入れたらどうか」と申し上げたのですけれど、「どうも長くなって収まりがつかないので、みんな消しました」ということで、「設置後の認証評価」となりました。

結局、設置後の何のための認証評価なのか分からないのです。このことは、状況の変化でいかようにも解釈できる危うさを含んでいるともいえるのです。

2　質保証の今後の方向

これからは「質保証の枠組」について共通理解を持たないといけないと考えています。

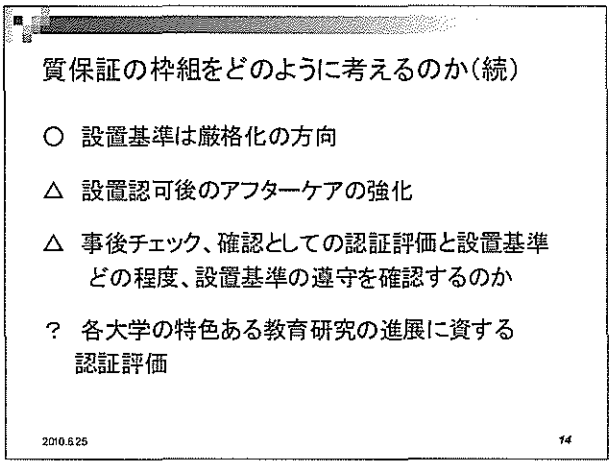

恐らく設置基準は、やはりある程度、厳格化に向かうと思います。私は、設置基準が厳格化されるのがいいと思っているわけではないのですが、結局、規制緩和されたときに、大学が易きに流れたという印象を免れないのですね。それで、どうしても厳格化の方向にある程度行くだろうと思います。

ただし、文科省の方に伺うと、きちんとやっている大学を縛りたいと思っていない、そういう大学には思う通りにやってほしいが、しかし基本のところはきちんと担保しなければいけないので、結局すべての大学を拘束することになってしまうということなのです。

設置認可後のアフターケアは、当然、設置基準が厳格化すれば厳しくなっていくだろうと思います。

次に、認証評価ですが、事後チェックや事後の確認だといわれていた認証評価と設置基準の関係についてみてみましょう。

設置基準は厳格化するといっても、すべてが数値で測れるような基準ばかりではありません。質保証システム部会で、一言申し上げて物議をかもしてしまったことをご紹介します。設置基準と認証評価の関係について、ある委員が、設置基準を遵守しているのが認証評価の俎上にのる前提であり、設置基準に抵触することがある大学は認証評価を受ける資格がないとおっしゃったので、私は、設置基準をたとえ少し下回っているところがあったとしても、ほかにその欠点を補うだけのいい点があればいいのではないか、もしくは、確実に上回るということが予定されているところはいいのではないかと申しあげました。これは大学基準協会の考え方です。

なぜなら、認証評価は、受ければよい制度で合否を付けるわけではありません。そういう評価に設置基準をクリアしていないと受けられないなどという縛りが掛けるのはおかしいと考えたからです。しかし、この一言で質保証システム部会がしーんとなりまして、ある私立大学

の先生が「なんということをおっしゃるのだ、小規模私立大学の学長として、設置基準だけは割らない、それだけはやらなければいけないと守ってきた。理不尽である」というようなことをおっしゃいました。その場は孤立していたので、もう何も申し上げませんでした。

要するに、認証評価というのは設置基準を確認するのがやはり大きな目的になってしまっているのではないかと危惧しています。設置基準は合否が測れるような基準ばかりではないわけで、一体どこまで認証評価で確認するのか、質保証が設置基準の遵守の確認に立脚するとしたときに、どこまでやれば確認したことになるのか、どこまでが可能なのかははっきりしていないのです。

そして、各大学の特色ある教育研究の進展に資する評価を認証評価がやるのだという話はどこに行ってしまったのか、いつの間に認証評価が設置基準に合っているかどうかを判断する制度にすり替えられてしまったのか、これだけ評価機関も大学も大きな負担のなかで評価をやっているのに、位置付けがはっきりしていないということが問題なのです。

3 内部質保証について

今日ここまで触れてこなかったことで、「内部質保証」があります。これは何かというと、ヨーロッパでいわれているInternal quality assuranceという考え方です。外部評価ではなく、大学自身が質を保証しようということなのです。

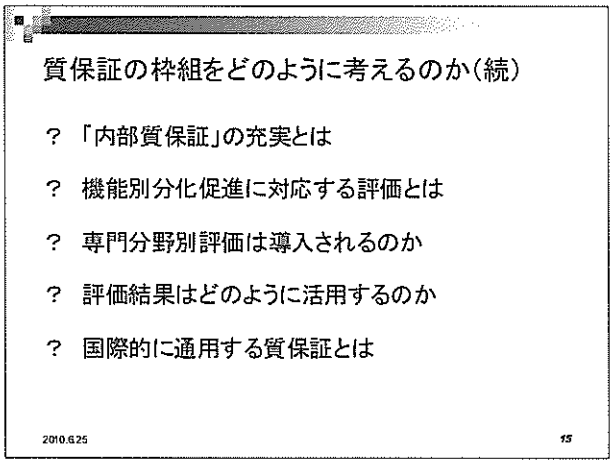

これは、文科省の文書でも最近見かけますが、特に大学基準協会の新しい大学評価で内部質保証を重視するとしています。大学基準協会は、内部質保証という考え方を取り入れる際にイギリスの評価を参考にしました。イギリスの機関別評価はオーディット（Audit）といって、大学の中で教育の質を担保するシステムができているかどうかを重視した評価を行い、各プログラムがどのぐらいの水準にあるのかは直接評価をしないというものです。大学基準協会は今、この内部質保証に重点を置く方向に評価システムを変更しているところです。

この考え方は、設置基準でギリギリと縛っていくというのではなくて、大学自身が自分の質を守っていく仕組み作りを促し、これをうまく機能させるということです。考え方はとても良いと思いのですが、ただ、現行の認証評価機関によって枠組みが決められている自己点検・評価ですら、なんとかこなしているという状況で、大学の自主的な質保証への取組を奨励するにはどうしたらよいのかというところはまだ模索状態です。

ただし、大学自らが積極的に質保証に取り組まないと、海外の大学との共同学位や連携プログラムはなかなか進めることができなくなるかも知れません。例えば「あなたの大学の学位はどのぐらい力が付いていれば授与しているか」という問いに、「我が大学はこういうことを学位の水準と考えています」ときちんと説明できるということが大事になっていくのではないかと思います。

4 機能別評価と専門分野別評価

文科省は機能別分化促進のためにも分化した機能ごとに評価するという考え方を持っています。私はその必要性には疑問があります。

もう一つ、専門分野別評価の導入も考えられています。これは、文科省から日本学術会議が依頼を受けて、分野別基準、参照基準を作る検討をしています。そろそろ報告書が出ると思いますが、案の段階では、30ほどの分野を選んで、3年間かけて基準を作っていこうとしています。ただし学術会議は、これは評価のために使う基準ではなく、大学に参照してもらうための基準であり、評価機関がこれを使って評価をするというようなことは厳に慎んでくださいと、かなり強調しておられます。しかし文科省は、専門分野別評価をやりたいから学術会議に依頼したわけで、専門分野別評価の導入についてもどうなるのかは今のところ分かりません。

このことに関連して、先日、総合科学技術会議から、「科学技術基本政策策定の基本方針（案）」がパブリックコメント募集文書として公表されました。この文書の「IV.我が国の科学・技術基礎体力の抜本的強化」の「3.科学・技術を担う人財の強化」に、「大学院における教育と研究の両立は、体系的な教育を行う基本組織で達成されることが重要である。このため、大学における教育活動及び研究活動に関する質保証の取組の重視、評価項目

の整備、アウトカム評価の実施など評価の実質化を促進するとともに、比較可能な形で大学の機能別・分野別評価を促進するための評価基準の整備を行う。さらに、これらの機能別・分野別評価等の結果を、教育研究支援プロジェクトをはじめとする予算の資源配分に一層活用するための方策を検討し、推進する」とあります。この文章にはアンダーラインが引いてあって、アンダーラインは後から挿入して、未確定という意味だそうですが、このように、機能別・分野別評価という、文科省が使っている表現とぴったり同じ用語がしっかりとここに出てきています。

この基本方針は、来年の予算で各省が請求するときに活用されるもので、この方針に合うように予算を作っていくのですが、そこに、まだ案とはいえこのようなことが盛り込まれているわけです。社会で、多すぎるのではないかと言われている大学がこれから順調に活動を続けていくために機能別に分化し、足りないところは補い合いながら連携していかなければならないというのは一つの考え方ですが、やはりその結果、どうしても資源配分と評価は切り離せないのではないか、研究に限定しているのであれば、まだ分かるのですが、どうして教育活動までここに入ってくるのか、危惧しています。

大学全体を向上させていくためというよりは、どうしても大学の部分ごとに評価が分割して考えられ、その成果が資源配分へとつながっていくのではないか、そして、大学は総体としての改善向上を考える暇もなく、いわばプロジェクト型の資源配分に対応していかざるを得ないのではないかという気がしています。

私は、機能別分化や専門分野別評価などがどのような意図を持って導入されようとしているのかを危ぶんでいます。

5　国際的に通用する質保証とは

これも非常に難しい問題だと思います。なぜかというと、日本の大学設置基準のような設置認可のための基準を、認可後の評価にそのまま適用させるという評価システムを持っている国はあまりないのではないかと思うのです。設置基準の遵守を重視することは、日本ではおおよそ大学といわれるところはこういうことは必ずやっていますとアピールする強みにはなるかもしれません。問題は、設置基準遵守に傾斜しすぎていないかという点です。中教審の報告書は、設置基準に関する記述は多いのですが、評価システムはどういうものがいいのだという記述が薄いと思います。こうあるべきではないかという形が見えにくいことも影響しているのだと思います。それでも、たとえば、半期15回の授業の確保、ＦＤの義務化、シラバスの充実など、形式的要件の整備だけではなく、教育の質に関わる評価をしていかなければならないのだと思います。

おわりに

質保証システム部会の末席をけがしていて、部会メンバーに入っている企業人やマスコミの方と大学関係者では認識にはかなり差があると感じています。

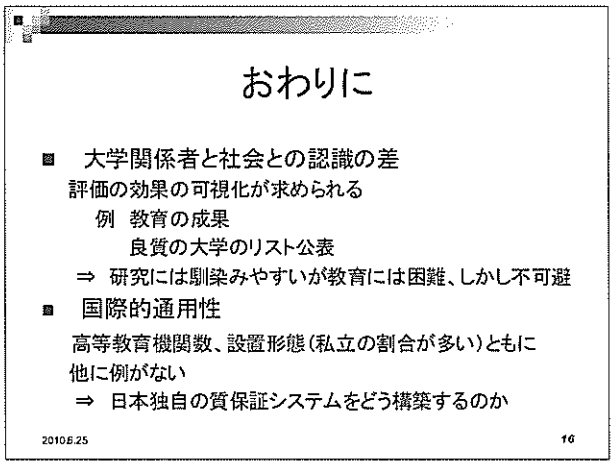

それはどういうことかというと、大学関係者ではない方は教育に関わるいろいろなことについてその効果の可視化を求められるのです。大学教員だったら「教育の効果なんて、何十年、いや、一生かかって分かるものである」とおっしゃるのですが、それはなかなか通用しないのです。企業の方は、企業として求めている能力がついているかどうか、そ;はやはり知りたいとおっしゃいます。ですから、評価して可視化が求められることとしては、教育の成果ということが大きい課題としてこれから取り組んでいかなければならないと思います。

可視化ということを国際的な視点で考えてみると、良質の大学のリストづくりということになるのだと思います。UNESCOでは一定の質を保証された高等教育機関のリスト公表が考えられているようですが、先ほど申し上げたように日本の認証評価システムは、受ければいいシステムなので、各認証評価機関が合否のリストをそれぞれで公表していたとしても、国際的なリストにその結果を載せることは法令上はできないはずです。これからはリスト化も考えていかなければいけないのかも知れません。

国内であればあの大学がいい、悪いということは様々な情報からある程度分かるのですが、海外から見たら、

果たしてどの大学がいい大学かは意外に分からないのかも知れません。以前、文科省の国際的な質保証ワーキング・グループの関係でアメリカに調査に行ったことがあります。その時の目的は、ひところ問題になったアメリカ大学日本校の再燃みたいなことでWTOの関係でアメリカ大学日本校の地位を大学として認めるかどうかを検討するということでした。そこで、私の役目は、逆に、日本の大学がアメリカに分校を作ることができるのかどうかについて調査するというものでした。その時に、アメリカで何度も言われたのが、「東大だったら問題ない」とか「東大なら歓迎する」というものでした。東大しか名前が出てこないのです。大学の国際的な通用性ということを考えるには、もっとシステムとして日本の大学だったら、これだけのレベルがありますということが言えるような質保証システムを目指さなければいけないのではないかと思います。

これは、日本の大学数と設置者別の特徴が世界のどの国とも異なるという前提で考えなければなりません。例えばヨーロッパの国々は、大学数が少なくてしかも実質的には国立ですから、評価でも合否など付ける必要がありません。そしてアメリカは、民間団体によるアクレディテーションシステムのもとで、適格かどうか認定し、認定校のリストを公表しています。認定大学が3000以上もあるといわれているのですが、認定されない大学も相当にあります。アメリカでは大学としての認可とは別に、その後のアクレディテーションを受けて認定されるかどうかが重要なのです。

今の日本のシステムは、その折衷のような中途半端なシステムになっているのですが、高等教育機関の数は1000を超えています。そして日本は大学数でも学生数でも私立が多い。このように日本固有の高等教育の体系ができている中で、どうやったら日本独自の質保証システムがうまく構築できるのだろうか。これはアメリカやイギリスのまねをしてもうまくいかないのです。日本流を考えていかなければいけない。これがやはり今後の大きな課題なのではないかと思っております。

雑ぱくな話になりましたけれども、以上で私のお話を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました（拍手）。